

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330023

研究課題名(和文)官民協働刑務所の新たな展開と矯正・保護の社会的構成に関する政策法学的研究

研究課題名(英文) Rethinking Another Social Construction of Corrections and Rehabilitation caused by PFI Methods in Japanese Penal Policy

研究代表者

赤池 一将 (AKAIKE, Kazumasa)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30212393

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,600,000円、(間接経費) 3,480,000円

研究成果の概要(和文)：近代国家において刑罰は刑務所収容として意識され、近年の刑罰論において刑務所収容の内実は移動の自由の制約として理解されている。それ以外の受刑生活の構成を国以外の団体や企業に委託する法政策について、官民協働刑務所の運営体制、公共サービス法下での既存施設での民間委託政策、さらには更生保護の分野での民間団体の活動等の日本的現実を、諸外国におけるPFI刑務所運営や受刑者の社会復帰政策への民間団体の参入形態と比較・調査し、その特殊性を明らかにした。その上で、日本で喫緊の課題となった刑務所医療の構成と運営をテーマに、国際シンポジウムを開催し、本研究の理論的成果を公表・検討する機会をもった。

研究成果の概要(英文)：Punishments are considered actually synonymous with imprisonment in our modern society. Moreover, the recent penal theories clarify that the imprisonment means only the restriction of the free moving. We have researched, in order to investigate the notable features of our penal administration, into different ways of constructing other aspects of prison life organized by the private business, organization and non-profits groups involved in the administration of PFI prisons, and rehabilitative policies in foreign countries. Our conclusion was summarized at an international symposium which focused on rethinking the way of social construction of prison medical treatments in Japan.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：PFI刑務所 官民協働 民間委託 民営化 公共サービス法 日本型行刑 更生保護 矯正医療

1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀に入り、市場経済のグローバル化と福祉国家・社会国家解体のなかで、先進諸国においては、国が排他的に担ってきた公共なるものの再編が進められてきた。政府による運営が自明視されてきた刑罰の執行もその例外ではなく、刑務所の民営化はすでに刑事政策の重要なテーマとして世界的に認識されるに至っていた。日本においても、既存の刑事施設においてこれまで総務系業務を中心に民間委託が始められていたが、構造改革特別区域法による特例措置の適用を受け、2007年4月の美祿社会復帰促進センターの開庁以来、4つのPFI施設が開設され、施設警備や被収容者の処遇にも及ぶ業務の委託が実施されている。2010年には、その成果を引き継ぐ形で、公共サービス改革法の民間競争入札により、黒羽刑務所ほかの3つの施設で業務の民間委託の導入が進められるに至った。当初、その実施状況を検証しつつ、全国に所在する刑事施設を対象を拡大させる政策が策定されていた。こうした日本型民営化の全国展開による一般化は、PFI刑務所の登場以上の重大な局面であったが、その動向紹介を超えて、この問題の学術的評価を行う研究は存在しなかった。

(2) そこで、研究代表者は、『科学研究費基盤研究(B)『刑務所の民営化がもたらす刑罰機能の変容と人的民間資源の活用に関する総合的研究』(2005-07年度)を組織し、日本初のPFI刑務所の開設に先立ち、第1に、海外(英米豪独仏)の民営刑事施設を実際に調査し、類型化し、刑事施設収容が被収容者にもたらす自由剥奪以外の不利益について、政府企業間の行刑業務の委託がそうした処遇の現実にはいかなる変化をもたらしたかを検討し、第2に、その変化が被収容者の受ける上記の不利益を回避させ、社会復帰支援の活性化を導いている事例を抽出し、そこで締約企業の職員等の人的民間資源に求められる役割とその前提としての労働条件等の検討を行った(『刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ 日本版PFI刑務所をめぐって』日本評論社、2008年を参照)。そこでの結論は、第1に、日本のPFI刑務所は、英米の全面委託型、独仏の部分委託型とも異なる特殊な委託形態を採用し、職員の過酷な労働環境という固有の問題を改善するために、諸外国に比し高い民間委託率を設定していること、第2に、日本のPFI刑務所での処遇は、従来の施設に比べて地域社会との密接度が高く、飛躍的に充実した処遇プログラムの提供が試みられていることの2点の認識に要約された。

2. 研究の目的

本研究は、まず、PFI刑務所に対するこうした構想時・始動時での分析が、その後の日本における官民協働による行刑政策の展開に妥当しうるものとなるのかを検証し、また、

矯正医療の崩壊等、日本型行刑の目下の諸課題は、フランスを中心とする欧州型の社会化政策と官民協働の指向のなかでいかなる位置づけを与えられるかを検討するものである。

(2) 先の結論の第1点との関係では、特に、前述の公共サービス法により全国の刑務所に対する民間委託が現実化する場合、この日本型PFI方式を担当制の伝統が根強い既存の施設に導入することの問題性については、行刑を公共サービスとして捉える諸外国の運営方式との比較を踏まえて、国・企業・民間団体の各々の関与のあるべき姿とその具体的な限界を検討しておくことが不可欠であり(『行刑と公共サービス』の検討)、第2点との関係では、例えば、PFI刑務所における処遇困難者に対する施設の内と外での一貫した支援体制等の試みを、民間企業は、地域社会との関係に乏しい既存の刑務所を舞台に実現しうるのか、また、企業は、既存の更生保護施設・福祉機関・自治体・NPO等とどのような関係をもつべきかの検討も求められた(『民間資源と矯正保護』の検討)。本研究は、こうした『行刑と公共サービス』および『民間資源と矯正保護』の二つの観点から、官民協働刑務所の全国展開による一般化とその矯正・保護全般への影響を検討することを当初の目的とするものであった。

3. 研究の方法

(1) まず、PFI刑務所4施設の運営状況について、法務省担当者、民間事業者、自治体担当者、地域住民等に予め用意した質問事項による半構造化インタビューを行い、官民双方によるモニタリング等の実施状況を踏まえて、構想・運営開始時以降の問題点と改善点に対する各認識を明らかにする。

(2) 上記の『行刑と公共サービス』および『民間資源と矯正保護』の2つの観点から、諸外国でのこの分野の国・自治体・福祉機関・参入企業・地域住民・NPOの関係構成を法令・財源等の他、関与者相互の役割意識について調査し、日本での関与者との社会的基盤の相違を明らかにする。

(3) 上記の検討を踏まえ、官民協働施設の公共サービス法による全国展開の問題性を明らかにし、諸外国との比較を踏まえて、公共サービス法による拡大構想の是非を含め、日本の矯正・保護における望ましい官民協働を構築するための法制度の設計を具体的に提案する。

4. 研究成果

(1) PFI刑務所の開庁以降、その提案理由のひとつであった過剰収容状況は減速し、開庁間もないこれらの施設では、比較的恵まれた処遇環境を維持することが可能となり、こうした事態の変化は、公共サービス法による民間委託の分野を飛躍的に拡大させる要請

を急速に失わせるものとなった。それゆえに、行刑の民間委託を推進する政策の飛躍的な展開と、当初、「2 研究の目的」に掲げた官民協働刑務所の全国展開による一般化、さらには、その矯正・保護全般への影響を直接に検討の対象とすることはできなかった。しかし、上記 3(1)の方法による調査を経て、PFI 刑務所運営に関する課題の整理は、下記[雑誌論文]8 において、総括的な検討を提示した。また、この時期、法務省・厚生省との協力関係が加速するなかで、法務省矯正局が飛躍的に推し進めた更生保護の分野での新政策における官民の協力関係の構築と民間の育成について、その理論的分析を行うことが課題として強く意識され、3(1)に示したインタビュー調査の対象も、刑事施設の外で行われる出獄者に対する就労支援等の政策展開とそこでの民間の関与に広げることになった。下記[雑誌論文]1、5、9、13、14、15 において、官・民の協力関係を基礎とする更生保護分野での政策変化に愛する検討を提示した。

(2) 同 3(2)の関心と方法においては、官民協働の刑務所運営を行う諸外国(特に、フランス)に対する調査を集約的に実施し、企業のみならず、刑事司法に関与する多くの自治体、民間団体と行刑(ここでは移動の自由の制限以外の、刑務所生活の構成)との関係を検討した。その際、刑務所という特殊な刑罰形態が、現在の行刑もたらす影響についての検討が必要と考えられ、この点についての理論的考察を刑法学会、犯罪社会学会等において行い(下記[学会発表]4、5)、その理論的パースペクティブを下記[雑誌論文]3、7 において提示した。他方、日本行刑において、目下の最大の問題として認識されている刑務所医療の問題(特に、医官確保の困難性)を、行刑の社会的構成(官・民、国・市民社会、法務省・厚生省等)という観点から、PFI 刑務所の日本の特徴と同質の基盤を有する問題として位置づけ、医官不足として現象する問題の基底にある、行刑をめぐる特殊日本的な社会的構成を、これをフランスの改革実践とヨーロッパ評議会での検討状況を踏まえて、2014 年 3 月の国際シンポジウムにおいて検討した(下記[学会発表]1)。本シンポジウムにおいては、法務省矯正局の矯正医官加藤昌義医師のほか、フランスでのこの分野の 90 年代以降の政策転換に大きくかかわってきたフランス司法省行刑局長補佐(医療担当)ドミニック・ドゥ・ギャラー医師、さらにヨーロッパ拷問等防止委員会で刑務所医療問題と長年かかわってきたジュネーヴ大学名誉教授ティモシ・ハーディング医師の協力を得た。その成果については、近く公表の予定であり、また、本シンポジウム参加者との共同研究体制を将来的に継続・発展させる予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 15 件)

1. AKAIKE Kazumasa, « Punir dehors par les mesures traditionnelles, Nouvelle loi au Japon entre le contrôle exclusif et l'aide inclusive », *Archives de Politique Criminelle* (Editions A. Pedone, Paris), no. 35 (2013), pp.259-276.
2. AKAIKE Kazumasa, « Actualité de quelques théories de preuve dans la justice pénale au Japon », *Comité International des Pénalistes Francophones, La preuve pénale: Problèmes contemporains en droit comparé*, L'Harmattan, Paris, 2013, pp. 153-164.
3. 赤池一将「(特集 保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題) 刑罰が危険性に向き合うとき—問題提起にかえて—」*刑法雑誌* 53 巻 1 号 (2013) 4~16 頁
4. 本庄武「日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入することの意義」*龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報* 3 号、(2013)31~29 頁
5. 森久智江「修復的司法」、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』ミネルヴァ書房、2013 年、46-55 頁、56-63 頁、64-69 頁
6. 森久智江、「刑の一部執行猶予制度に関する一考察」*立命館法学* 345・346 号(2013) 844-870 頁
7. 赤池一将「(課題研究: 刑罰としての拘禁の意味を問い返す) はしがき 刑務所研究の現在と『監獄の誕生』以後の刑罰論」*犯罪社会学研究* 37 号 (2012) 4~11 頁
8. 土井政和「PFI 刑務所の現状と課題」*犯罪と非行* 172 号 (2012) 6-36 頁
9. 土井政和「日本における非拘禁的措置と社会内処遇の課題」*刑事立法研究会『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』*(現代人文社) 2012、8-35 頁
10. 三島聡「大阪医療刑務所視察委員会の 2010 年度活動状況 2010 年度年次報告書兼意見書」*法学雑誌* 58 巻 3=4 号(2012) 649~676 頁
11. 三島聡「刑事法研究者の立場から: ドイツの非刑罰化・非犯罪化政策」*矯正講座* 32 巻 (2012) 106~108 頁
12. 本庄武「保護処分相当性判断・再考」、『*刑事法理論の探求と発見*』浅田和茂ほか編、成文堂、571-601 頁、2012 年
13. 本庄武「ソーシャル・インクルージョン理念から見た社会復帰支援」*本庄武、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報* 1 号、(2012) 188-194 頁
14. 森久智江「オーストラリアにおける非拘禁的措置の現状と日本への示唆」*刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』*現代人文社、324-334 頁、2012 年

15. 森久智江「犯罪行為者の社会復帰におけるソーシャル・インクルージョンの意義」、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報 1号(2012)163-165頁

〔学会発表〕(計 5件)

1.加藤昌義、ドミニック・ドゥ・ギャラー、ティモシ・ハーディング、赤池一将、三島聡(司会)、国際シンポジウム「刑事施設での医療をいかに構想するか - フランスの実験とヨーロッパのパーспекティブ - 」2014年3月、龍谷大学

2.土井政和(コーディネーター・司会)、吉田研一郎、伊豆丸剛史、水藤昌彦、正木裕史、日本犯罪社会学会第40回大会シンポジウム「更生保護：社会復帰支援の現状と課題」2013年10月、北海学園大学

3.正木裕史、森久智江、丸山泰弘、高平奇恵、西原実、大杉光子、日本犯罪社会学会第39回大会「デマセション 刑の一部執行猶予 - 制度導入による現場への影響」2012年10月、一橋大学

4.赤池一将(コーディネーター)、浦中千佳央、井上宜裕、石塚伸一、高山佳奈子、日本刑法学会関西部会共同研究「保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題」2012年7月、姫路獨協大学

5.赤池一将(コーディネーター)、栗田和典、内田博文、新海浩之、横山実、本田宏治、日本犯罪社会学会第38回大会シンポジウム「刑務所とはなにか - 刑務所に入ることが、なぜ刑罰でありうるのか」2011年10月、立命館大学

〔図書〕(計 1件)

金尚均=ヘニング・ローゼナウ編著『刑罰論と刑罰正義』成文堂、2012年

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

赤池 一将 (AKAIKE Kazumasa)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30212393

(2)研究分担者

土井 政和 (DOI Masakazu)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：30188841

山口 直也 (YAMAGUCHI Naoya)

立命館大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：20298392

三島 聡 (MISHIMA Satoshi)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60281268

岡田 悦典 (OKADA Yoshinori)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：60301074

金 尚均 (KIM Sangyun)

龍谷大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：00274150

徳永 光 (TOKUNAGA Hikaru)

獨協大学・大学院法務研究科・准教授

研究者番号：00274150

本庄 武 (HONJYO Takeshi)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60345444

笹倉 香奈 (SASAKURA Kana)

甲南大学・法学部・准教授

研究者番号：00516982

森久 智江 (MORIHISA Chie)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：40507969

(3)連携研究者

()

研究者番号：